

原子力災害に関する法制についての一考察

——「原子力災害」に関するハード・ロー、ソフト・ロー、ケース・ローの交錯を中心に——

松嶋 隆弘

一・はじめに

原子力は、それがもたらす有用性の一方で、ひとたび原子力災害が起ると被害が甚大かつ広範囲にわたり、巨額な賠償責任が発生する。原子力損害の賠償に関する法律（昭和三六年六月一七日法律第一四七号：「原賠法」）は、このことから、被害者保護の実効と原子力事業の健全な発達との調和を図ろうとするものである（原賠法一条）。このたびわが国が経験した大変不幸な事故（東日本大震災に伴つて東京電力株式会社が設置する福島第一原子力発電所から広範囲にわたつて放射性物質が大気中に放出される事故：「本件原発事故」）は、前記原賠法を補充すべく、「東京電力株式会社福島第

一、第二原子力発電事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成二三年八月五日決定・「中間指針」）に代表される種々のソフト・ローを産み出すに至り、結果としてわが国の原賠に係る制度は、ハード・ローとソフト・ローが複雑にからみあつたものとなつてゐる。将来的には、これに裁判例の集積からなるケース・ローが加わつていくことにならう。

本稿では、かかるわが国における原子力災害に関する法制（原賠法制）のうち、「原子力損害」の範囲に焦点を絞り、前記ハード・ローとソフト・ロー及びケース・ローの交錯する状況を整理し、問題点を指摘することにしたい。⁽¹⁾⁽²⁾ 具体的には、まず、現行原賠法制の特徴を鳥瞰した後、原賠法が定める原子力損害概念をソフト・ロー、ケース・ローがどのように具体化しつつあるかを眺め、若干の提言を行うものである。

二、現行原賠法制の特徴

1. 原賠法の特徴

まず原賠制度に關わるハード・ローである原賠法を確認しておきたい⁽³⁾。原賠法三条は、①・「原子炉の運転等」（原賠法二条一項）により、②・「原子力損害」を与えた場合に、③・「原子力事業者」⁽⁴⁾が損害賠償責任を負う旨定める。

賠償法制としての原賠法の特徴は、(1)・責任集中、(2)・無過失責任、(3)・損害賠償措置と賠償額の限度、(4)・国との関与の四点にまとめることができる。順次説明しよう。

(1) 責任集中

原賠法四条一項は、「損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じな

い」と規定し、原賠法に基づく賠償責任の主体を原子力事業者（本件原発事故の場合は東京電力）のみとし、責任を集中させることとし、これを責任集中という。複数の者に責任が分散されると、賠償の請求先や対象が不明確となり、かかる不明確が、事業者の新規参入を阻害するのみならず、被害者にとつて実効的な賠償を果たし得なくなる。原賠法は、その目的に鑑み（原賠法一条）、原子力事業者に責任を集中させることで、被害者の救済と原子力産業の育成とを両立させようとしたのである。かかる責任集中は、多くの諸国において認められている⁽⁶⁾。

（2）無過失責任

原賠法三条一項は、一般不法行為（民法七〇九条）等のように故意過失といった帰責事由を要求しておらず、原賠法上の責任が、無過失責任であることを明確にしている。高度かつ複雑な技術を用いる原子力事業において、被害者が加害者である原子力事業者の故意・過失を立証するのは困難である。無過失責任としたことにより、被害者の救済の実効が増すこととなる⁽⁷⁾。かかる無過失責任は、多くの諸国において認められている⁽⁸⁾。

ただ、無過失責任を採用する多くの諸国においては、併せて、一定の場合（もはや一民間企業では責任を負えないような極限的な事態）において、加害者の免責を認めることが多い。わが国の原賠法も同様であり、原賠法四条一項但書は、①・異常に巨大な天災地変、②・社会的動乱によつて損害が生じたときを免責事由と規定する。ただ、何をもつて免責事由とするかについては、国ごとにヴァリエーションがある。①・を免責事由とすることは、ほとんどの国において認められているが、②・については、免責事由としない国も存在する。

本件原発事故の賠償にあたつては、司法判断が下されたわけではないが、後述のとおり、免責事由に該当しないことを前提として、各種ソフト・ローが設けられた。そのことの当否については、後で検討することにしたい。

(3) 損害賠償措置と賠償額の限度

原賠法制を有する多くの国においては、①・賠償の実効を測るための一一定の措置（損害賠償措置）と、②・賠償限度額を定める。^⑩ につき、わが国の原賠法は、損害賠償措置を講じることを原子炉の運転等をするとの前提条件とした上で（原賠法六条）、その額を一二〇〇億円以内の政令で定める金額とする（原賠法七条一項、原賠法施行令二条）。^⑪ 具体的な措置として、（i）・原子力損害賠償責任保険契約（原賠法八条一項）、（ii）・原子力損害賠償補償契約の締結（原賠法一〇条一項）、（iii）・供託（原賠法一二二条）、（iv）・文部科学大臣の承認を受けた措置を掲げる（原賠法七条一項）。ただ、実際に（iv）・が行われた例はなく、（iii）・も本件原発事故後にはじめて行われたにすぎない。損害賠償措置のメインは、（i）・及び（ii）・といつてよい。

次いで、②・につき、わが国は、ドイツ、イスラエルと同様に、賠償限度額の上限を設定せず、損害賠償措置を超える賠償額をも許容している（いわゆる「青天井」）。比較法的にみると、賠償限度額の上限を設定する国の方が多く、この点はわが国の原賠法の特色となっている。^⑭

(4) 国の関与

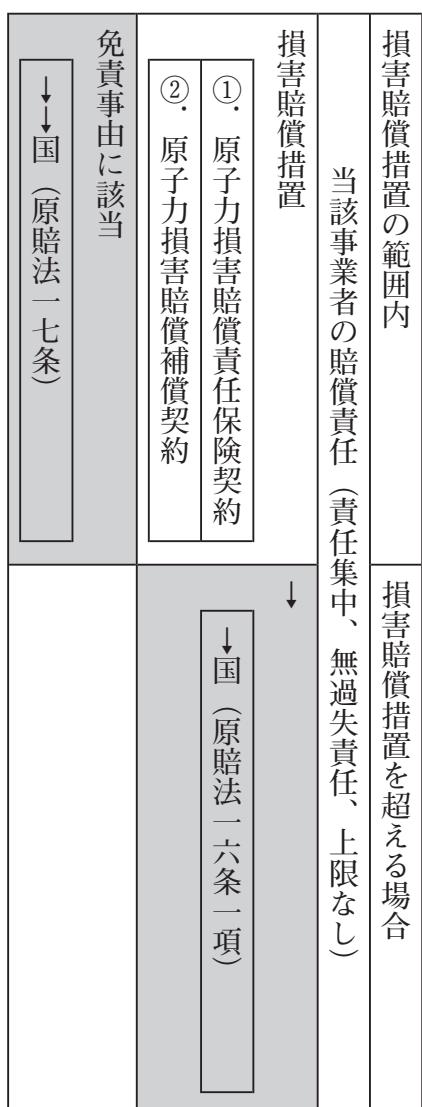
多くの国においては、原賠法制において何らかの国の関与につき規定している。^⑮ ①・わが国のように賠償額が青天井の国においては、損害賠償措置を超える場合には、被害者救済の実効という観点から、国の関与が必要になるわけであり（原賠法一六条一項）、本件原発事故を機に、新たに、国の援助の一環として、原子力損害賠償支援機構法が制定された。^⑯

損害賠償措置の枠内であっても、②・免責事由に該当する場合には、事業者が責任を負わないでの、国が前面に出

てござるをえない（原賠法一七条）。そもそも原子力 자체「国家マター」であるので、その後始末である原賠法制において国の関与が求められるのは当然であり、(4)は、国と民間との役割分担の線引き問題ということができるよう。

(5) 小括

以上を図示すると下記のとおりとなる。灰色網掛け部分が国の関与する部分である。



2. 原子力損害賠償紛争審査会及び原子力損害賠償紛争解決センター

後述のとおり、原賠法は、原子力損害につき、包括的な定義を置くのみであるので、何が原子力損害にあたるかを具体的に判定するのは容易ではない。最終的には、司法的判断の積み重ねにより具体化されていかざるをえないわけだが、だからといって、被害者の救済を遅らせるわけにはいかない。また、原子力損害の賠償は、広範な地域にわたる多数の被害者に対し、迅速・公平に実施する必要がある。これらの事情を考慮し、原賠法は、文部科学省に、原子

力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、「原子力損害賠償紛争審査会」（紛争審査会）を置くことができる旨規定をする（原賠法一八条一項）。平成二三年四月一日に、同項に基づき、紛争審査会が設置され、同年八月一日には、紛争審査会の下に、「原子力損害賠償紛争解決センター」（紛争解決センター）が設置された。紛争審査会は、中間指針をはじめとする一連の指針を策定し、和解の仲介（原賠ADR）は、かかる指針に基づき、もっぱら紛争解決センターにより行われている。そして、和解仲介の申立件数の増加に伴い、共通の論点が多いことが認識されるに至り、紛争解決センターにより、「総括基準」が公表されるに至った。総括基準は、中間指針を踏まえ、個別の和解仲介事件に具体的に適用し、もって一貫性ある和解案を策定し、申立人間の公平性を確保することを目的とするものである。これらについては、四・で後述する。

3. 消滅時効への配慮

(1) 原賠ADR時効中断特例法

原賠法は、民法の不法行為の特則であるところ、消滅時効につき特段の規定を置いていない。そして、民法上、不法行為に基づく損害賠償請求権は、①・損害及び加害者を知った時から三年間、又は②・不法行為の時から二〇年で消滅するところ（民法七二四条⁽¹⁷⁾）、紛争解決センターへの和解仲介の申立てには、時効中断の効力はない（民法一四七条参照）。時効期間経過を恐れるあまり、被害者が和解仲介手続の利用を躊躇する可能性があるとして、新たに「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中

断の特例に関する法律」（原賠ADR時効中断特例法）が制定された。同法は、原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合⁽¹⁸⁾において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中斷に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなすこととしている（同法二条）。

（2）原賠時効特例法

ただ、原賠ADRを利用していない被害者は、原賠ADR時効中断特例法の対象でなく、その恩恵を受けることができない。そして、被害者の中には、不自由な生活を余儀なくされ、証拠収集や賠償請求に時間を要する者が多く存在する。そこで、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」（原賠時効特例法）が制定された。同法二条は、民法七二四条を下記の表のとおり読み替える旨規定する。

		民法		原賠時効特例法による読み替え
①・短期	損害及び加害者を知った時から	三五年間	一〇年間	
②・长期		未法行為の時から	損害が生じた時から二〇年	

4. その他の法令

その他、平成二三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律により、仮払制度⁽¹⁹⁾が設けられる等、種々の

特例が新設されている。

三、「原子力損害」に関するハード・ロー・原賠法における「原子力損害」概念

1. 包括的定義

「原子力損害」の意義につき、原賠法二条二項本文は、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的的作用（これらを攝取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」と定義する。原賠法は、人身損害と財産損害とを区別せず、経済損害、環境損害、損害防止措置費用等損害項目を個別に列挙することもしていない。従つて、これらの「作用」と「損害」との間に相当因果関係があれば、「原子力損害」⁽²⁰⁾として賠償の対象になることになる。このように原子力損害を包括的に定義するのが我が国の原賠法制の特色である。比較法的にはやや異例であるとともに、原子力損害賠償に関する条約の定めとも異なっている。これは、相当因果関係の判断を工夫することで、風評被害等様々な損害を原賠法の賠償対象に取り込むことを可能にし、被害者救済に資する反面、他方で、条約への加盟の際には障害となりうる。

2. 諸外国及び条約との対比

(1) 「原子力損害」に関する諸外国の法制

「原子力損害」に関する諸外国の法制を簡単にスケッチすると、下表のとおりである。⁽²¹⁾わが国のように包括的に定義する立法は、少数派であることが分かる。

他方、条約についても、一覧すれば次のとおりである。いずれもわが国の原賠法二条二項と異なり、個別に列挙する方式を採用している。²²⁾

(2) 条約

新規導入国										原子力既発国				近隣諸国・地域			
インドネシア	マレーシア	マレーランド	ポーランド	ベトナム	イギリス	スイス	アメリカ	ドイツ	フランス	ロシア	インド	台湾	中国	韓国	身体・財産	経済損害	環境損害
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	包括的に規定するとともに、環境損害、防止措置も明記	（包括的に規定した上で、人命・健康のみ明記）	防止措置
—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	（包括的に規定した上で、防止措置費用のみ明記）	（包括的に規定した上で、人命・健康のみ明記）	（包括的に規定した上で、人命・健康のみ明記）
○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	（包括的に規定した上で、防止措置費用のみ明記）	（包括的に規定した上で、人命・健康のみ明記）	（包括的に規定した上で、人命・健康のみ明記）
○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	（包括的に規定した上で、防止措置費用のみ明記）	（包括的に規定した上で、人命・健康のみ明記）	（包括的に規定した上で、人命・健康のみ明記）

改正パリ条約 (一九八二年採択の改定議定書)	改正パリ条約 (一九九〇四年改定議定書)	改正パリ条約 (一九九七年採択の改定議定書)	ウイーン条約 (一九六三年採択)	改正ウイーン条約 (一九九七年採択の改定議定書)	原規約 原子力損害の補完的補償に関する条約 (CSC・一九九七年採択)
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○

わが国は、このうちCSC加盟を目指し検討を始めているが、その際には、「原子力損害」の定義に關し、原賠法の改正が必要になつてこよう⁽²³⁾。

四・「原子力損害」に関するソフト・ロー・「中間指針」等による具体化

1. 「中間指針」

(1) はじめに

「中間指針」の意義については、一・2.で前述した。ここでは、「中間指針」の損害項目につきみていきたい。「中間指針」は、下記の項目につき、対象区域、対象者、対象、損害項目等を具体的に指摘する。

1.	政府による避難等の指示等に係る損害
2.	政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害
3.	政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害
4.	その他の政府指示等に係る損害
5.	いわゆる風評被害 ⁽²⁴⁾
6.	いわゆる間接被害 ⁽²⁵⁾
7.	放射線被曝による損害
8.	その他

(2) 政府による避難等の指示等に係る損害について

① 対象区域

政府による避難等の指示等があつた対象区域は、以下のとおりである。

1.	避難区域 政府が原子力災害対策特別措置法（原災法）に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二〇km圏内（平成二三年四月二二日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。） ・東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径一〇km圏内（同年四月二一日には、半径八km圏内に縮小。）
2.	屋内退避区域 政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径一〇km以上三〇km圏内
3.	計画的避難区域 政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二〇km以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から一年の期間内に積算線量が一〇ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね一ヶ月程度の間に、同区域外に計画的に避難することが求められる区域
4.	緊急時避難準備区域 政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二〇km以上三〇km圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域

				特定避難勧奨地点 政府が、住居単位で設定し、その住民に對して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点
6.	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域 南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に對して一時避難を要請した区域 (前記1.~4.の区域を除く。)	6. 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域 南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に對して一時避難を要請した区域 (前記1.~4.の区域を除く。)	6. 南相馬市は同市内に居住する住民に對して一時避難を要請したが、このうち同市全域から上記1.~4.の区域を除いた区域	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であつて、地域的な広がりが見られない本件事故発生から一年間の積算線量が二〇ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に對する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点
3.	3. 避難等対象者の範囲 避難等対象者の範囲は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者として、以下のとおりとする。	3. 避難等対象者の範囲 避難等対象者の範囲は、避難指示等により避難等を余儀なくされた者として、以下のとおりとする。	3. 南相馬市は同市内に居住する住民に對して一時避難を要請したが、このうち同市全域から上記1.~4.の区域を除いた区域	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であつて、地域的な広がりが見られない本件事故発生から一年間の積算線量が二〇ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に對する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点
2.	2. 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き(以下「避難」という。)及びこれに引き続く同区域外滞在(以下「対象区域外滞在」という。)を余儀なくされた者(但し、平成二三年六月一〇日以降に緊急時避難準備区域(特定避難勧奨地点を除く。)から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。)	2. 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き(以下「避難」という。)及びこれに引き続く同区域外滞在(以下「対象区域外滞在」という。)を余儀なくされた者(但し、平成二三年六月一〇日以降に緊急時避難準備区域(特定避難勧奨地点を除く。)から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。)	2. 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き(以下「避難」という。)及びこれに引き続く同区域外滞在(以下「対象区域外滞在」という。)を余儀なくされた者(但し、平成二三年六月一〇日以降に緊急時避難準備区域(特定避難勧奨地点を除く。)から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。)	計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であつて、地域的な広がりが見られない本件事故発生から一年間の積算線量が二〇ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に對する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点

(3) 損害項目

					1.
					検査費用（人）
					本件事故の発生以降、避難等対象者のうち、区域内外に避難し、若しくは同区域内で屋内退避をした者又は対象区域内滞在者が、自らの身体が放射線に曝露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けること
					はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合に、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む）。
					・政府による避難指示等の前に本件事故により生じた検査費用があれば、本件事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認しない。
					・実損額が賠償の対象だが、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することも可
					・避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、6の「精神的損害」額に加算
					・避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。
					・避難等によつて生活費が増加した部分
					③ 増加費用（避難等対象者が、避難等によつて生活費が増加した部分）
					② 宿泊費等
					① 交通費、家財道具の移動費用
					2.
					避難費用・避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した以下の費用
					・一時立入費用
					3.
					4.
					5.
					帰宅費用
					生命・身体的損害
					・本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む）。し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等（「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、6の場合とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従つて個別に算定）
					・避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

6.

精神的損害（「生命・身体的損害」を伴わないもの）

・その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象

① 自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

第一期…本件事故発生から六ヶ月間（長期間の避難生活のための基盤が形成されるまで）

一人月額一〇万円（避難所等において避難生活をした期間は、一人月額一二万円）

第二期…第一期終了から六ヶ月間（避難生活の不便さなどの要素も縮減）

一人月額五万円

第三期…終期までの期間

・始期は、原則として、平成二十三年三月一日

改めて損害額の算定方法を検討

行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成二十三年六月一九日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人一〇万円を目安

7.

営業損害

減収分（対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、事業に支障が生じたため、現実に減収があつた場合における、その減収分）

減収分は逸失利益（本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額を控除した額）

- ・事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）
- ・事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）
- ・避難指示等解除後における減収分
- ・事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）

就労不能等に伴う損害

検査費用（物）

財物価値の喪失又は減少等

(3) 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について

① 対象区域

航行危険区域及び飛行禁止区域

航行危険区域	福島第一原子力発電所を中心とする半径三〇kmの円内海域
飛行禁止区域	福島第一原子力発電所を中心とする半径三〇kmの円内空域

② 損害項目

1. 営業損害

航行危険区域等の設定に伴う下記の減収分、追加的費用

- ・漁業者による対象区域内での操業又は航行の断念
- ・内航海運業若しくは旅客船事業を営んでいる者等による同区域の迂回航行
- ・飛行禁止区域に伴う、航空運送事業を営んでいる者の、同区域を迂回して飛行により生じた追加的費用

2.	就労不能等に 伴う損害	航行危険区域及び飛行禁止区域等の設定に伴い、漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態が悪化し、勤労者に生じた給与等の減収分、追加的費用
----	----------------	--

(4) 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について

① 対象

農林水産物（加工品を含む）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害

② 損害項目

1.	営業損害	減収分及び追加的費用
2.	就労不能等に伴う損害	
3.	検査費用（物）	

(5) その他の政府指示等に係る損害について

① 対象

上記政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害

② 損害項目

1.	営業損害	減収分及び追加的費用
2.	就労不能等に伴う損害	
3.	検査費用（物）	

(6) いわゆる風評被害について

中間指針は、風評被害につき、下記の業種に類型化して、本件被害と相当因果関係がある損害（損害項目は、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物））につきとりまとめる。

1. 農林漁業・食品産業の風評被害			
(1)	農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）	福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉	
	茶	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川及び静岡	
	畜産物（食用に限る。）	福島、茨城及び栃木	
	花き	福島、茨城、栃木	
(2)	水産物（食用及び餌料用に限る。）	福島、茨城、栃木、群馬及び千葉	
(3)	その他の農林水産物	福島県	
(4)	牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根	
	農林水産物の加工業及び食品製造業	加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの	
	農林水産物・食品の流通業	主たる原材料が風評被害の対象となるもの	
		風評被害の対象となる物品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該產品等に係るもの	
2. 観光業の風評被害	(東日本大震災による影響をふまえて合理的な範囲で損害額を確認)		
(1)	福島県、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業		

(2)	(1)	(4)	(3)	(2)	(1)	(3.	(2)
外国人観光客	製造業、サービス業等の風評被害 (損害額の算定に当たつては、東日本大震災による影響の検討も必要)	福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関するもの	サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによる影響の検討も必要)	放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等に關し	対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避したこと等によつて発生したもの	当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの	我が国に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であつて、少なくとも平成二三年五月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等
②	①	④	③	②	①	③.	②)
本件事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの	輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について	水の放射性物質検査の指導を行つている都県における検査に係るもの	輸出に係る風評被害	本件事故以降に輸出先国の要求によつて現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用	各種証明書発行費用等	輸入拒否によつて現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用	

(7) いわゆる間接被害について

中間指針は、間接被害につき、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるとする。具体的には、下記の類型を掲げ、それらについて、営業損害、就労不能等に伴う損害を損害項目としてあげる。

(1)	事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であつて、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴つて必然的に生じたもの
(2)	事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であつて、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴つて必然的に生じたもの
(3)	原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であつて、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴つて必然的に生じたもの

(8) 放射線被曝による損害について

中間指針は、本件事故の復旧作業等に従事した者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められるとする。

(9) その他

その他に、中間指針は、被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整、地方公共団体等の財産的損害等につき、指針を定めている。

2. 「中間指針」公表後のソフト・ローの発展

(1) 「中間指針」の追補の公表

前記中間指針の公表後、下記の追補が公表されており、原子力損害の範囲のよりいつそうの具体化が図られている。

- ① 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（平成二十三年一二月六日決定・公表）

- ② 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）（平成二四年三月一六日決定・公表）

- ③ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林水産業・食品産業の風評被害に係る損害について）（平成二五年一月三〇日決定・公表）

- ④ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）（平成二五年一二月二六日決定・公表）

(2) 総括基準の策定・公表

前述のとおり、「中間指針」の公表後、「中間指針」に基づく和解の仲介がなされていく中で、共通の問題点が抽出され、「総括基準」として、とりまとめられ、仲介委員が行う和解の仲介にあたつて参考されるものとされた。ソフト・ローたる「中間指針」から派生的に産み出されたソフト・ローといつてよい。

「総括基準」は、避難者の第二期の慰謝料、精神的損害の増額事由等、自主的避難を実行した者がいる場合の細目、避難等対象区域内の財物損害の賠償時期の四項目につき、下記のとおり定める。

① 避難者の第二期の慰謝料について

1.	今後の生活の見通し への不安に対する慰	(1). 対象期間	第二二期（本件原発事故発生後七ヶ月目から六ヶ月間）
2.	謝料 避難による慰謝料	(2). 金額	一人月額五万円を目安とする。

自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第二二期（本件原発事故発生後七ヶ月目から六ヶ月間）の慰謝料については、「中間指針」において目安とされる一人月額五万円から二万円程度増額した額を、賠償すべき損害とする。

② 精神的損害の増額事由等について

1. 「日常生活阻害慰謝料」の増額事由						
「日常生活阻害慰謝料」 ²⁶ については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができます。						
(1)	要介護状態にあること	(1)				
(2)	身体または精神の障害があること	(2)				
(3)	重度または中程度の持病があること	(3)				
(4)	上記の者の介護を恒常的に行つたこと	(4)				
(5)	懷妊中であること	(5)				
(6)	乳幼児の世話を恒常的に行つたこと	(6)				
(7)	家族の別離、二重生活等が生じたこと	(7)				

2.	1.	2.	3.	
賠償の対象となるべき実費等の損害	自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難の実行に伴い支出した実費等の損害の積算額が中間指針追補記載の自主的避難対象者に対する損害額の目安となる金額（四〇万円又は八万円）を上回る場合において、当該実費等の損害が賠償すべき損害に当たるかどうかを判断	「日常生活阻害慰謝料」の増額の方法	日常生活阻害慰謝料以外に、	
(2)	(1)	(1)	(2)	(9) (8)
一時帰宅費用、分離された家族内における相互の訪問費用	避難費用及び帰宅費用（交通費、宿泊費、家財道具移動費用、生活費増加分）	自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか	上記の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。	避難所の移動回数が多かつたこと 避難生活に適応が困難な客観的事情であつて、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

③・自主的避難を実行した者がいる場合の細目

			(3) 営業損害、就労不能損害（自主的避難の実行による減収及び追加的費用）
		(4) 財物価値の喪失、減少（自主的避難の実行による管理不能等に起因するもの）	
		(5) その他自主的避難の実行と相当因果関係のある支出等の損害	
3.			
4.			上記各場合においては、当該実費等の損害のほかに、中間指針追補記載の上記金額（四〇万円又は八万円）のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を賠償するものとする。この場合において、賠償の総額には、中間指針追補記載の上記金額（四〇万円又は八万円）が含まれているものと扱う。
5.	(1)		実際の和解案の作成に当たっては、家族等のグループに属する複数の者（滞在者を含む。）に生じた実費等の損害を合算したり、これらの者に係る中間指針追補記載の上記金額を合算したりするなど、グループ単位での計算をすることを妨げない。
6.	(2)		前記1・及び2・に準じて算出される実費等の損害の合計額が中間指針追補記載の上記金額（四〇万円又は八万円）に満たなくとも、当該実費等の損害の合計額と3・による精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額とを合算した額が中間指針追補記載の上記金額（四〇万円又は八万円）を上回る場合には、前記1・から4・までの基準を準用する。
			本件原発事故後に、避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所からこれらのいずれかに属する場所への転勤を勤務先から命じられたが、家族のうち妊婦又は子供を含むグループが転勤先に同行せずに二重生活が始まつた場合には、前記1・2・及び4・の基準を準用する。

④ 避難等対象区域内の財物損害の賠償時期

次に掲げる損害は、現地への立ち入りができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であつても、速やかに賠償すべき損害と認められる

1. 動産（製造業の機械・機具などの生産設備、卸小売業・サービス業などその他の事業者の事業用設備、住宅の家財等）であつて、避難等対象区域内に存在するものについての、下記の損害		
(1)	(2)	(3)
避難等を余儀なくされたことに伴い管理が不能等となつたため、価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用	その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用	財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合における価値の喪失又は減少分及びこれらに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用
不動産であつて、避難等対象区域内に存在するものについての、上記1.の(1)から(3)に記載の損害		

3. 小括・ソフト・ローにおける「原子力損害」の特徴

「中間指針」以降の一連の指針は、あくまでも原賠法の規定を補充・具体化するものである。ただ、広範な地域の多数の被害者に対し、迅速・公平に実施するという原子力災害固有の事情を反映し、一般の不法行為とは、やや異なる項目・範囲をもつて損害が認定されることとされている。結果として、日本法においては、原子力損害の範囲につ

き、ハード・ローとやや異なつたソフト・ローが形成されつつあるといつても過言ではない。おおよその特徴を掲げておけば、次のとおりである。

(1) 直接的な因果関係を持たない経済損害（風評被害や間接被害）についても損害と認定

「中間指針」は、風評被害を「報道等により広く知らされた事実によつて、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」を、間接被害を、「第一次被害が生じたことにより、第一次被害者と一定の関係にあつた第三者に生じた被害」を、それぞれ意味するものとし、それらを損害項目として正面から位置づける。これらの損害は、報道機関、消費者、取引先等といった「第三者」の意思・判断・行動等が介在する点に特徴があるところ、かかる特殊な類型の損害の位置づけは、一般不法行為法上必ずしも明確になつてゐるとはいえない。「中間指針」は、かかる損害も、放射性物質による汚染という、必ずしも明確ではない危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと位置づけ、かかる回避行動が合理的といえる場合には、因果関係があるとし、具体的に特定すべく、产品・地域を示すこととしている。

(2) 生命・身体的損害を伴わない精神的損害

生命・身体的損害を伴わない精神的損害は、一般不法行為においては、名誉毀損の場合を除くと、ほぼ認められていないようである。これに対し「中間指針」は、これを損害として認め、具体的に対象者を示すとともに、損害額を定型化している。

(3) 政府指示に基づかない自主的な避難による損害

「中間指針」は、政府指示に基づかない自主的な避難による損害も賠償すべき損害としてこれを認め、自主的避難を行つた者の生活費増加費用等と自主的避難を行わず滞在し続けた者の精神的苦痛等の損害を同額としている。

(4) 営業損害の算定方法

「中間指針」は、営業損害の算定方法として、合理的な複数の算定方法があることを認め、いずれを選択したとしても合理的と推認する。

(5) 営業及び就業における中間収入の不控除

「中間指針」は、政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間に、避難先における営業・就労によって得た利益、給与等について、特段の事情がない限り、営業損害・就労不能損害の損害額から控除しないものとしている。被災の現状に鑑みると、かかる状況下での営業・就労は容易なものでなく、多くはアルバイト的なものであると考えたことによるものである。

(6) 被災者の生活再建のための十分な金額の確保

「中間指針」は、帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取り扱いを同額とし、財物、精神的損害、営業損害、就労不能損害等幅広い項目について、賠償金の一括支払いを可能としている。これにより、被災者の生活再建のための十分な金額が確保されるようとの配慮からである。

五. 「原子力損害」に関するケース・ロー

1. はじめに

次いで、原子力損害に関する裁判例について、紹介する。紙幅の都合上、本件原発事故に関するものに限る。

2. 東京地判平成二十四年一月二六日（平二三（ワ）三一七六五号、文献番号 2012WLJPCA11268001）

本件は、福島県いわき市に存在する本件土地を所有するXが、本件原発事故によつて本件土地が汚染された旨主張し、Y（東京電力）に対し、所有権に基づく妨害排除請求権に基づき、本件土地付近に存在する放射性物質の量を毎時〇・〇四六μSvとなるまで除去するよう求めた事案である。裁判所は、①. 本件土地の時価は、さほど高額であつたとは考えられないこと、②. 本件土地の空間放射線量率は、本件土地付近よりも人口密度の高い福島市役所付近と比較して低いこと、③. 本件土地は、現時点において、日常生活や経済活動の場として使用されておらず、今後の使用方針についても明らかではないこと、④. Xが本件土地取得後長期間にわたつて本件土地を事実上使用していなかつたことからすると、「少なくとも現時点において、Xにおいて、本件土地を使用しなければならない差し迫つた必要性があるとは認めがたい」一方、本件土地の除染の費用が一七億円以上の費用にも及び、「本件請求の認容に伴うYの負担は、Xが受けうる利益と比較して、圧倒的に大きいものとならざるを得ず、あまりに不均衡である」とした。そのうえで、「必ずしも優先順位が高い土地であるとは認められない本件土地に係る本件請求を認容した場合には、優先度の高い箇所の除染作業に遅れを生じさせたり、除染後の残土…を処理する場所が確保できずに二次汚染

の危険を生じさせたりするなど、公共の利益を害」するし、かかる請求によらずとも、「Xの損害は、実質的に填補されうるものと考えられ、本件請求を認めなかつたとしても、本件土地に関するXの所有権の侵害について回復の手段が閉ざされることにはなら」ず、Xの請求は権利の濫用として認められないとしてこれを棄却した。

3. 東京地判平成二五年二月二二日（平二三）（ワ）三三七一七号、文献番号 2013WLJPCA02228007

本件は、千葉県所在の土木建築工事の設計、請負等を目的とする有限会社a社の代表取締役であつたXが、Y（東京電力）本件原発事故により、また、Yらが本件原発事故後、正確な情報を公開し、本件原発事故を適切に処理せず、適切な損害賠償を行わなかつたことにより、Xがa社名義で請け負つていた福島県双葉郡b村の屋根修理工事を実施できなくなつたなどと主張して、原賠法三条一項及び不法行為（民法七〇九条）に基づく損害賠償を求めた事案である（本件訴訟において、XはYの他に、国に対する国家賠償請求も行つてゐる。）。

裁判所は、「b村が、本件原発事故により、原則として立入禁止区域となつてゐることは、本件各請負工事契約締結時、Xにおいて十分に認識し得た事情であるから、本件各請負工事が実施できなかつたことにより、a社ことXが何らかの損害を受けたとしても、これは、Xにおいて、本件各請負工事ができない状況が明らかであつたのに殊更に本件各請負工事を請け負つたことによるものであり、そうすると、Xの主張する損害は、慰謝料も含め、本件原発事故と相当因果関係のある損害とは直ちには認められない」旨判示して、請求を棄却している。

また本件においてXは、Yに「本件原発事故処理の工程表を遵守する義務」の懈怠があつた旨主張しているが、裁判所は、「仮に、Yにおいて、X主張のような「本件原発事故処理の工程表を遵守する義務」があるとしても、X主

張の損害は、慰謝料を含め、それを遵守しなかつたがために生じた損害（相当因果関係にある損害）とは直ちには認めがたいし、X主張のYの義務違反のうち、「本件原発事故の損害賠償金の原資を明らかにする義務」については、Yにおいて、一般的に原子力損害の損害賠償の原資を明らかにしたことによつて、上記Xの損害が生じないという関係があるわけではないから、その義務の有無を判断するまでもなく、上記義務違反と原告の上記損害との間には因果関係はない」として、これを一蹴している。

4・東京地判平成二五年一〇月一五日（平一四（ワ）一一六九九号、文献番号 2013WLJPCA10258009）

本件は、東京都練馬区に居住する原告が、本件原発事故により自主避難の費用負担を余儀なくされたほか、人格権侵害や精神的損害を受けたと主張して、原賠法三条一項本文及び不法行為（民法七〇九条、七一〇条）に基づき、Y（東京電力）に対し、財産的損害合計五万円（一部請求）、慰謝料五〇五円の支払（一部請求）等を求めた事案である。

裁判所は、「東京都特別区内においても、平成二三年三月一五日以降、本件事故によつて一定程度の放射能汚染が生じたといえる」としつつも、Xの「被ばくの程度は、自然被ばくをわずかに上回る程度」であり、「受忍限度を超える法益侵害があつたと認めるには足りない」と判示した。また自主避難等についても、裁判所は、「本件事故発生当初の時期における本件事故及び放射性物質の拡散状況に関する情報内容からすると、事故直後の情報の混乱や錯綜を考慮しても、東京都練馬区に在住する成人男性が、放射性被ばくにより健康被害が生じたり、所有する財産の価値が低下する危険性や不安が、受忍限度を超える程度に大きかつたとはいえない」ものとの判断を加えている。

5. 東京地判平成二五年一一月一三日（平一回（ワ）一六七七一弔、文献番号 2013WLJPCA12138012）

本件は、本件原発事故が原因で、別荘地（土地及び建物）の販売契約が解除され損害（逸失利益1111110万11六六八円及び弁護士費用一七五万三六四〇円）が発生したとするXが、Y（東京電力）に対し、前記損害が「原子力損害」に該当し本件原発事故と相当因果関係があるとして、その損害の賠償を求めた事案である。

裁判所は、証拠に照らし、そもそも損害の前提となる売買契約の成立及び履行を認定できないとして、Xの請求を棄却した。

6. 東京地判平成二六年四月九日（平一五（ワ）一七五五六弔、文献番号 2014WLJPCA04096001）

本件は、食肉製品の製造及び販売等を目的とするXが、Y（東京電力）との間で、平成二三年一一月一五日、福島第一原子力発電所の事故の風評被害により被つた同年九月分から同年一一月分までの営業損害について、Yが一一六四万六九九六円の賠償金を支払う旨の合意をしたと主張して、Yに対し、同合意に基づき、同金額の支払を求める事案である（Yは、平成二三年三月一一日から同年八月三一日までを対象期間とする風評被害によるXの営業損害の賠償として、七七六万四六六四円を支払っている）。本件の争点は、Yが、平成二三年一一月一五日、Xとの間で、本件事故の風評被害による原告の同年九月分から同年一一月分までの営業損害の賠償金として一一六四万六九九六円を支払う旨の合意をしたか否かであり、裁判所は合意の存在を認められないと判断した。

7・千葉地判平成二六年四月一七日（平二一五（ワ）一三八五号、文献番号 2014WLJPCA04176002）

本件は、茨城県ひたちなか市の設置する「a ホテル」の指定管理者であるXが、東日本大震災に伴つて福島原発事故が起きたことにより、風評被害に係る損害を被つた旨主張して、Y（東京電力）に対し、原賠法二条一項に基づき、損害賠償金及びこれに対する平成二四年四月一日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

Xは、平成二四年七月、Yに対し、同年四月～六月の風評被害に係る補償金として1101一万五七五〇円を請求したところ、Yは、同年八月一五日、Xが指定管理に係る協定を市と締結したのは同年三月二一日であり本件事故発生時に本件施設の管理・運営を行つていないため、本件事故との因果関係を認めることは困難であるとして、Xに補償金を支払うことができない旨の通知をした。

Xは、同年一二月七日、紛争解決センターに対し、Yを相手方として、同年四月～一〇月の風評被害に係る損害について和解仲介手続の申立てをしたが、Yが上記拒絶通知と同様の理由でXの申立てを争つたため、平成二五年四月一五日、上記申立てを取り下げた。

裁判所は、原賠法の規定、「中間指針」をふまえつつも、指定管理にかかる協定が締結に至つた経緯を丁寧に認定した上、「Xは、本件事故の風評被害により本件施設の売上げが減少し、これが継続する可能性があることを認識・了知して、他に応募者がいない中、あえて本件申請をし、本件協定を締結したものと認められ、本件協定締結後の事情により更に風評被害が拡大したとの事情もうかがわれないのであるから、本件事故の風評被害により本件施設の売上げが減少しているとしても、これをもつてXに本件事故と相当因果関係のある損害が発生したものと認める」とは

できない」と判断した。

8. 震災後にうつ病を患っていた被災者の自殺について（新聞報道）

その他、新聞報道によると、福島県や関東から九州に自主避難した一〇世帯三一人が九日、精神的な苦痛を受けたなどとして東電と国を相手取り、慰謝料など総額一億七〇五〇万円（一人あたり五五〇万円）の損害賠償を求め、福岡地裁に提訴しており⁽²⁷⁾、福島地方裁判所は、平成二六年八月二六日、震災後にうつ病を患っていた女性の自殺に対し、東京電力は責任があるとし、遺族らに合計四九〇〇万円の賠償を支払うよう命じる判決している（福島地判平成二六年八月二六日判時二三三七号七八頁）。この判決に対し、平成二六年九月五日、東京電力は控訴をしない旨公表している。

六・問題点の指摘と提言

1. 原子力損害の概念の具体化と見直しについて

以上を踏まえて、原賠法制に関して若干の問題点の指摘を行いたい。まず、本稿で主として検討してきた原子力損害の概念についてだが、原賠法の包括定義を前提として、それを具体化するものとして、中間指針（その後の追補を含む）が公表され、中間指針に基づく運用を前提として総括基準が公表され、この総括基準をもとにしてさらに紛争解決の事例が積み重ねられつつある。いわばソフト・ローの世界におけるケース・ローといつてもよかろう。そして、これまでの裁判例（前記2から7までのもの）は、いずれもかかるソフト・ローの現状を前提とした判断であるといつてよい。すなわち2～7までの各判決は、いずれも、前記ソフト・ローを覆す損害に関する判断ではなく、むしろ前

記ソフト・ローを踏まえ、そのラインに沿つて相当因果関係の判断をしているとみることができる。いずれも事案をみる限り、全体の公平な救済という観点に照らし、別異の取り扱いをすべき事案とも思われず、いずれも妥当な判断と思われる。

これに対し、自殺の事例に関する8.の判断は、これらとは異なり、むしろ判決でなければできない判断のように思われる。前述のとおり、中長期的な課題としては、条約加盟を見据え、原子力損害に関する原賠法の包括的定義の改正も必要とされる（原賠法制が保険を前提とし、かつその保険が必ず再保険に付される現実に鑑みれば、条約加盟の是非はさておいたとしても、原子力損害の概念の統一化は不可欠のように思われる。）。それまで（ハード・ロー化）の間に、8.のような司法判断ならではの解決例が、どのようにソフト・ローの世界にフィード・バックされ、判決の判断を踏まえソフト・ローがどう発展・変容していくかが今後の注目点である。

2. その他検討課題

(1) 消滅時効について

本稿の主たる課題ではないが、関連して消滅時効、免責事由についてもとりあげておく。まず前者についてだが、原賠時効特例法は、「今回」の原子力災害に関する特例であるが、いささか泥縄式の立法とのそしりは免れがたい。制度設計としては性悪説に立ち、今後も同様な災害が発生しようと仮定すべきであり、そのときに備え、原賠時効特例法の恒久化が必要になるようと思われる。同様な読み替え措置は、すでに知的財産権法関係の諸法例にすでに存在する（例えば、特許法六五条六項、商標法一三条ノ二第五項、半導体集積回路の回路配置に関する法律二七条等）。これらを参

考に、時効についての読み替え規定を置くということも検討されてよい。もつとも、基本法である民法（債権法）改正の動向にも大きく影響されることではあり、ここでは問題点の指摘にとどめたい。

(2) 免責事由について

最後に免責事由につき一言する。本稿で紹介した一連の制度は、本件原発事故について免責事由に該当しないという前提のもとに設計されている。学説をみても、免責事由該当説はきわめて少数で²⁸⁾、圧倒的多数説は免責事由に該当しないとしている。

筆者は、かかる判断は「結果ありき」でいささか安易なのではないかという思いから、別稿²⁹⁾でそのことに関連して疑問を提起したことがある。前述のとおり、免責事由に該当しようがしまいが、結局のところ、何らかの形で国家の関与がなされるわけである以上、本件原発事故を教訓として、「国と民間との役割分担の線引き問題」について、冷静な議論が必要なように思われる。

七・結びに代えて

本稿では、紙幅の制約上、制度の概説と原子力損害に絞った検討にとどまつた。上記の一連のソフト・ローは、多数の被害者を迅速に救済するために発展してきたものであるところ、原賠法制を通覧するに、かかる救済システムは、制度が精緻になればなるほど倒産法制などの破たん処理システムに近似的なものとなつてくるよう見受けられる。東京電力の破たん処理の是非については、世間を賑わせたところであり、筆者も電気事業者の破たん処理という観点からごく簡単な検討を加えたことがある。³⁰⁾今回の検討を踏まえたさらなる考察を今後の課題としたい。

（平成二六年九月一五日脱稿）

（1）本稿は、「脱原発」の是非に関する議論については、取り扱わない。

（2）鳥谷部茂「福島原発事故における放射能汚染の法的責任」廣島法學三五卷二号（平成二四年）一九四頁

（3）小島延夫「福島第一原子力発電所事故による被害とその法律問題」法律時報八三卷九・一〇号（平成二三年）五五頁、山

崎栄一「東日本大震災を踏まえた被災者救済の課題」法律時報八三卷一二号（平成二三年）五六頁、松井勝・岡将人「福島原
子力発電所事故損害賠償金仮払処分と営業損害額の算定・被災者救済の観点から」NBL九六七号（平成二三年）二三二頁、
日本弁護士連合会編『原発事故・損害賠償マニュアル』（平成二三年）、豊永晋輔『原子力損害賠償法』（平成二六年）

（4）原賠法二条四項の原子力事業者の定義は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（規制法）と照らし合
わせることを要求する複雑な規定であるが、要は、左記の者（又は左記の者であつた者）を意味する。

一号	原子炉設置の許可を受けた者
二号	外国原子力船に設置した原子炉に係る許可を受けた者
三号	発電用原子炉設置の許可を受けた者
四号	加工事業の許可を受けた者
五号	使用済み燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者
六号	再処理の事業の許可を受けた者
七号	廃棄の事業の許可を受けた者
八号	核燃料物質の使用の許可を受けた者

（5）原子力損害賠償法のグランド・デザインについては、野村豊弘「原子力事故による損害賠償の仕組みと福島第一原発事
故」ジユリスト一四二七号（平成二三年）一一八頁、星野英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案—日本法と関連させつ

つー(1)(2) 法学協会雑誌七九巻一号（昭和三七年）三八頁、同三号（昭和三七年）五一頁

(6) 一般社団法人日本原子力産業協会人材育成部（大西一之二・富野克彦）編『あなたに知つてもらいたい原賠制度二〇一三年度版』（平成二六年三月）一二四頁に一覧表としてまとめられている（以下、「日本原子力産業協会編・前掲書」として引用）。アメリカ法上、不法行為に関する責任は、州法に基づいて判断されるため、連邦法である原子力法（プライス・アンダーソン法：Price-Anderson Nuclear Industries Indemnity Act）に責任集中の規定は置かれていません。しかしながら、その代わり、原子力事業に関する許認可の際に、事業者が政府と結ぶ補償契約において、事業者の抗弁権の放棄、経済的な責任の集中、賠償責任の免除の放棄等を条件とすることにより、実質的に無過失責任・責任集中と同様の仕組みが作られている（経済的責任集中）。同書一二〇頁以下も参照。

(7) 森嶌昭夫「原子力事故の被害者救済—損害賠償と補償(1)」時の法令一八八二号（平成二三年）四五頁

(8) 日本原子力産業協会編・前掲書一二四頁

(9) ドイツ、イスラエルをのぞく。日本原子力産業協会編・前掲書一二九頁

(10) 日本原子力産業協会編・前掲書一三〇頁

(11) 平成二一年四月の原賠法改正により、平成二二年一月一日施行以降六〇〇億円から一一〇〇億円に引き上げられた。

(12) 原子力保険については、日本原子力保険ホール「原子力保険のあらまし」（刊行年不明）が詳しい。

(13) 原子力損害賠償補償契約とは、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によってはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約であり（原賠法一〇条一項）、詳細は、原子力損害賠償補償契約に関する法律において定められる（原賠法一〇条二項）。

(14) 日本原子力産業協会編・前掲書一三三頁

(15) 日本原子力産業協会編・前掲書一三三頁

(16) 同法を根拠法令とする原子力損害賠償支援機構は、賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事

原子力災害に関する法制についての一考察（松嶋）

業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うものとされる（同法一条）。有林浩二「原子力損害賠償支援機構法の制定と概要」ジユリスト一四三三号（平成二三年）三三頁

(17) ②については、消滅時効でなく除斥期間であると解するのが従来の判例（最判平成元年一二月二一日民集四三卷一二号一二〇九頁）・通説であるが、わが国の裁判実務が採用している、「除斥期間」概念は、必ずしも画一的なものではなく、救済の必要性と言った事案の特殊性に応じ、信義則等により「修正」がなされる余地がある「柔軟な」ものであり、一定の期間の経過をもつて権利主張をおよそ封じてしまうといった「硬直的」なものではない（最判平成一〇年六月一二日民集五二卷四号一〇八七頁、最判平成二一年四月二八日民集六三卷四号八五三頁）。このことから、民法七二四条後段を消滅時効であると解する見解も近時有力である。

(18) ただし、当該打切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。

(19) 大塚友美子「平成二三年原発事故被害者への国による仮払金の支払等について」時の法令一八九七号（平成二四年）三〇頁
(20) 原子力施設賠償責任保険普通保険約款は、第一条において、「損害」を「保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力災害または一般災害が生じたことを理由として、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによつて被る損害」とした上で、第一条において「原子力災害」を、①・原賠法二条二項に定める原子力損害、②・身体の障害または財物の損壊であつて、核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によつて生じたもの（①以外のもの）のいずれかと規定する。

(21) 日本原子力産業協会編・前掲書一二九頁をもとにし、若干の加筆を行つた。

(22) 日本原子力産業協会編・前掲書二八二頁の該当部分を転記した。なお、各条約の概要については下記サイトで分かりやすくまとめられている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/007/shiryo/08081105/004.htm

(23) 佐藤一明「日本国の原子力補完的補償「CSC」条約加盟についての検討」日本経大論集四二卷一号（平成二四年）四五頁

(24) 「中間指針」は、風評被害を「報道等により広く知られた事実によつて、商品又はサービスに関する放射性物質による

汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」と定義する。

- (25) 「中間指針」は、間接被害を、「第一次被害が生じたことにより、第一次被害者と一定の関係にあつた第三者に生じた被害」と定義する。
- (26) 「中間指針」において「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害とされているもの
- (27) 原子力損害賠償群馬弁護団のサイトより引用。

<http://gummagenpatsu.bengodan.jp/>

- (28) 森嶌・前掲四五頁
- (29) 松嶋隆弘「原発事故の被害者救済システムについての一考察～企業法の観点から～」法政論叢四九巻一号（平成二四年）五九頁
- (30) 松嶋隆弘「再生可能エネルギーによる事故発生に関する被害者救済システム～私法学の観点から～」日本法学七八巻一号（平成二四年）一四五頁